

## 一宮の魅力ある海岸づくり会議 規約

(名称)

第1条 本会は、一宮の魅力ある海岸づくり会議(以下「会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 会議は、一宮町の海岸において、防護、利用及び環境を考慮した海岸侵食対策について協議を進め、魅力ある海岸づくりに資することを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するために、次の項目について協議する。

- (1) 海岸侵食状況の把握について
- (2) 海岸侵食対策について
- (3) その他、会議が必要と認めた事項について

(組織)

第4条 会議の組織は、別表に掲げる委員とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議の会長及び副会長は、学識経験者より選出する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。
- 3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、同じ団体等に所属する代理者を出席させることができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、一宮町及び千葉県長生地域整備センターに置く。

(会議の公開)

第8条 会議は公開とする。

- 2 会議の傍聴は、別に定める会議傍聴要領によるものとする。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成22年6月27日から施行する。